

厚生労働省の手引き(平成28年3月)に伴い読み替えるべき箇所

登録販売者試験の出題範囲である「厚生労働省の手引き」の内容のうち、誤解を招きやすい事項、書き足りなかった事項等の記載が改められたが、厚生労働省はこれを「正誤表」として平成28年3月に公表した。

当該「正誤表」を反映した「厚生労働省の手引き(平成27年4月(平成28年3月正誤表反映版))」、いわゆる「手引き(平成28年3月)」が、平成28年度以降の登録販売者試験の出題範囲となる。

本書「平成28年版 全国登録販売者試験 過去問正解」に掲載の問題は、平成27年度に実施された試験であるため、手引き(平成28年3月)に照らし合わせると、正答に影響が現れるケースがあるため注意する必要がある。そのようなケースを以下に列挙する。

1. 「ブロムワレリル尿素」の表記を『ブromoバレリル尿素』に読み替えなど行うべき過去問
→ P7問40、P20問120、P86問27、P124問26、P149問6、P162問21
*ブロムワレリル尿素とは、ブromoバレリル尿素の別名
*第4章(薬事関係法規・制度)における表記については、厚生労働省令及び告示では「ブロムワレリル尿素」としているため、従前のおり
2. 食品の定義が次のとおり改められたことに伴い、適切に読み替えなど行うべき過去問
旧：食品とは、医薬品及び医薬部外品以外のすべての飲食物をいう。
新：食品とは、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のすべての飲食物をいう。
→ P15問88、P146問47
3. 特別用途食品及び特定保健用食品の許可権者に関する記述が「消費者庁長官」から『内閣総理大臣』に改められたことに伴い、適切に読み替えなど行うべき過去問
→ P15問88、P21問4、P196問108
4. 緊急安全性情報及び安全性速報の対象物に関する記述が「医薬品又は医療機器」から『医薬品、医療機器又は再生医療等製品』に改められたことに伴い、適切に読み替えなど行うべき過去問
→ P79問110、P100問112、P117問106、P156問49と50、P176問112、P186問50
5. 医薬品・医療機器等安全性情報に関する記述が次のとおりに改められたことに伴い、適切に読み替えなど行うべき過去問
旧：重要な副作用、不具合等に関する情報を原則、毎月とりまとめ、
新：重要な副作用、不具合等に関する情報をとりまとめ、
→ P38問107、P117問107、P137問113、P156問51